

# 緊急共同声明

内閣総理大臣 安倍晋三殿

法務大臣 森まさこ殿

出入国在留管理庁長官 佐々木聖子殿

5

2020年4月7日

全国難民弁護団連絡会議

入管問題調査会

全件収容主義と闘う弁護士の会 ハマースミスの誓い 10

私たちは、入管収容施設に収容されている外国人、仮放免許可を受けている外国人、そして、関係する入管職員の生命や健康を守り、さらには新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、以下の要望をいたします。

15

## 声明の趣旨

- 1 現在入管収容施設に収容されている外国人のうち、日本国内に受け入れ先のある被収容者を全て解放してください。
- 2 解放できない被収容者が新型コロナウイルスに罹患し、もしくは罹患が疑われる場合には、収容施設外と同程度の医療を保障してください。
- 3 仮放免許可を受けている者について地方出入国在留管理局への出頭義務を免除し、期間満了を迎える者については、職権で少なくとも3か月間の延長をしてください。

## 理由

25

- 1 本日現在、東京都内の赤坂警察署、武蔵野警察署、そして大阪拘置所等、国や都の拘禁施設を擁する組織の職員が新型コロナウイルスに感染したと報道されています。  
入管収容施設における医療の貧弱さは、毎年、入国者収容所等視察委員会によって改善を指摘されています。通常医療においてすら不十分なのですから、仮に被収容者が新型コロナウイルスに感染したり、あるいは感染が疑われる場合に、十分な対応ができるとは到底考えられません。  
そして、新型コロナウイルスの影響により、世界中で出入国に制限が掛けられている状況にあります。現在は、出入国管理及び難民認定法 52 条 6 項の「送還することができないのが明らか」な状況にありますから、直ちに、受入先のある被収容者を全員特別放免により解放して下さい。特別放免が困難だとしても、職権による仮放免を許可して下さい。
- 2 受入先がなく、収容を継続することがやむを得ない被収容者に対しては、拘禁されていない者と同等の医療水準が求められるのは当然ことです（「国家賠償法コンメンター

35

ル」第2版 651・652頁参照)。

したがって、解放することができない被収容者が被収容者が新型コロナウイルスに罹患し、もしくは罹患が疑われる場合には、収容施設外と同程度の医療を保障してください。

- 3 仮放免許可をされている外国人は、原則として2週間から2か月毎に地方出入国在留管理局への出頭が義務付けられています。出頭時には、入管職員からインタビューを受けていますが、待合室やインタビュー時の環境は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために絶対に避けるべき「密集」「密閉」「密接」のいわゆる「三密」の状況にあります。 5

そして、仮放免許可を受けている者が、地方出入国在留管理局のある都道府県外に居住している場合は、都道府県を越えて移動をしなくてはなりません。昨今、感染拡大防止のため都道府県を越えた移動の自粛が強く要請されていますが、仮放免許可を受けた者については、国がその移動を強制して出頭義務を課しているのです。 10

そこで、仮放免許可を受けている外国人及びこれに対応する入管職員の生命、健康を守るため、出頭義務を免除し、仮放免の許可期間が経過してしまう者については、本人からの申請がなくても、少なくとも3か月以上の職権による仮放免を許可して下さい。 15

以上

この声明に関するお問い合わせ先：弁護士 児玉晃一 <http://milestone-law.com/office/>

20